

松川町広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松川町の発行物等に企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定め、地域経済の活性化を図るとともに、広告料収入による新たな財源を確保することを目的とする。

(広告掲載の発行物等)

第2条 広告を掲載する「発行物等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 窓口用封筒
- (2) 共通使用封筒
- (3) 窓付封筒
- (4) 広報「まつかわ」
- (5) 松川町公式ホームページ
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 発行物等に掲載できる広告は、町民生活に関連したもので、次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容が明らかでないもの
- (10) 消費者金融
- (11) ギャンブルに係るもの
- (12) 男女交際等を目的とするもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの
- (14) 町の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (15) 法令等に違反するもの
- (16) その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告の位置等)

第4条 広告の位置、規格及び広告料は、別表第1のとおりとする。
(広告掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間、枚数等は、別表第2のとおりとする。
(申込者の資格)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、町税の滞納がない者とする。ただし、申込者が松川町に納税義務を有しない場合にあっては、この限りでない。
(掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告を掲載する発行物等ごとに広報「まつかわ」及び松川町公式ホームページ等により、募集するものとする。
2 申込者は、松川町広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする原稿を添付して、指定された日までに町長に提出しなければならない。
(掲載の決定)

第8条 町長は、前条第2項に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに松川町広告掲載審査会(以下「審査会」という。)により、掲載の可否を審査するものとする。
2 町長が、優先的に広告を掲載できるとして事前に登録を認めた企業等(以下「松川町広告パートナー」という。)は、他の申込者に優先する。
3 松川町広告パートナーの募集及び登録等に関し必要な事項は、町長が別に定める。
4 広告掲載申込数が募集する広告数を超える場合には、抽選により決定する。
5 広告の掲載が決定したときは、申込者すべてに対して、松川町広告掲載可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)によりその結果を通知しなければならない。
(審査会)

第9条 審査会の委員は、副町長及び各課局の長をもって充てる。
2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び総務課長をもって充てる。
3 委員長は、審査会の事務を総理し、審査会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
(持回り審査)

第10条 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案又は緊急を要

する事案については、持回り審査により、過半数の委員の同意をもって審査会の審査に代えることができる。

(掲載の取消し)

第11条 広告掲載が決定した企業又は現に広告を掲載している企業等(以下「広告主」という。)が、この要綱の規定に違反すると認められるときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を取りやめるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を取りやめたときは、松川町広告掲載取消等通知書(様式第3号)により、広告主に通知しなければならない。

(広告料の納入方法)

第12条 第8条第3項に規定する決定通知書と併せて財務規則(昭和61年松川町規則第6号)第35条第1項に規定する納入通知書を送付するものとする。

2 広告料の納入を確認した後でなければ、広告を掲載することができない。

3 納入された広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告が掲載できなかつた場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第13条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(所掌事務)

第14条 広告掲載の募集、申込みの受付、審査会の事務、広告掲載可否決定の通知及び広告料の収納等は、まちづくり政策課において処理する。

2 広告の掲載は、発行物等を所管する課等において行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第10号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

種類		位置	規格	広告料
窓口用封筒		表面	75mm×100mm	1枚1枠あたり1.5円
共通使用封筒	角型2号	表面	70mm×200mm	1枚1枠あたり5.0円
	長型3号	表面	47mm×86mm	1枚1枠あたり3.0円
窓付封筒	大	表面	47mm×86mm	1枚1枠あたり3.0円
	小	表面	42mm×78mm	1枚1枠あたり3.0円
広報「まつかわ」(町長が指定する頁)	カラー	下面通し	51mm×181mm	1回あたり6,000円
		下面2分の1	51mm×89mm	1回あたり3,000円
	モノクロ	下面通し	51mm×181mm	1回あたり5,000円
		下面2分の1	51mm×89mm	1回あたり2,500円
松川町公式ホームページ		トップページ	50ピクセル×130ピクセル GIF形式	月額2,000円

別表第2(第5条関係)

種類	広告掲載の期間	備考(枚数等)
窓口用封筒	印刷し窓口に設置してから町民に配布する期間	3,000枚以上6,000枚以内で募集時に町長が指定する枚数
共通使用封筒(角型2号)	印刷し使用を開始してから在庫がなくなるまでの期間	3,000枚以上10,000枚以内で募集時に町長が指定する枚数
共通使用封筒(長型3号)	印刷し使用を開始してから在庫がなくなるまでの期間	8,000枚以上25,000枚以内で募集時に町長が指定する枚数
窓付封筒(大)	印刷し使用を開始してから在庫がなくなるまでの期間	10,000枚以上35,000枚以内で募集時に町長が指定する枚数
窓付封筒(小)	印刷し使用を開始してから在庫がなくなるまでの期間	3,000枚以上6,000枚以内で募集時に町長が指定する枚数
広報「まつかわ」	月号単位	最大1年間
松川町公式ホームページ	1月単位	最大1年間

様式第1号（第7条第2項関係）

年 月 日

松川町長

住 所
社 名
代表者名
電話番号

松川町広告掲載申込書

次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

- 1 窓口用封筒
- 2 共通使用封筒（ 角型2号 ・ 長型3号 ）
- 3 窓付封筒 （ 大 ・ 小 ）
- 4 広報まつかわ（ ）年（ ）月号 から
（ ）年（ ）月号 まで
下面通し ・ 下面2分の1
カラー ・ モノクロ
- 5 町公式ホームページ（ ）年（ ）月 から
（ ）年（ ）月 まで
（ ）ヶ月間

※必要事項を記入し、該当するところに○または☑をつけてください。

様式第2号（第8条第5項）

申込者 社 名
代表者氏名

松川町広告掲載可否決定通知書

平成 年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

松川町長 印

記

1 掲載する

- 注) 1 広告料は、同封の納入通知書により、町指定金融機関で納入してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、この決定を変更し、又は取り消すことがあります。
- ① 窓口用封筒及び郵送使用封筒の発行上、重要な変更が生じたとき
 - ② 広報「まつかわ」の発行又は編集上、重要な変更が生じたとき
 - ③ 松川町公式ホームページの運用上、重要な変更が生じたとき
 - ④ 松川町広告掲載事業実施要綱（平成18年要綱13号）及び松川町広告掲載基準の規定に違反している事実が認められたとき

2 掲載しない

（理由）

様式第3号（第11条第2項関係）

松川町 指令第 号

住 所

申込者 社 名

代表者名

松川町広告掲載取消等通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載については、
下記事由により広告の掲載を取り消す（広告の掲載を取りやめる）ので、
通知します。

年 月 日

松川町長

記

（取消し等の事由）